

建設工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領
(平成15年4月28日15財第17号総務部長依命通達 平成21年3月30日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。)第254条ただし書きの規定に基づき、建設工事(測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を除く。以下同じ。)の競争入札において、入札前に予定価格を公表する場合の取扱いについて定めるものである。

(対象工事)

第2条 入札前に予定価格を公表する工事(以下「対象工事」という。)は、福島県が発注する工事のうち発注者が入札前に予定価格を公表することが適当と判断する工事とする。

(予定価格の公表方法)

第3条 公表方法は、入札方式ごとに次の方法によるものとする。

(1) 一般競争入札に付す場合

「福島県一般競争入札実施要領」(平成6年11月24日付け6財第624号総務部長依命通達。以下「一般競争要領」という。)第3条第3項の規定による公告に予定価格を記載することにより公表するものとする。この場合における公告は、規則別表第4に規定する予定価格調書の作成後に行うものとする。

(2) 条件付一般競争入札に付す場合

「福島県条件付一般競争入札実施要領」(平成19年3月30日付け18財第6401号総務部長依命通達。以下「条件付一般競争要領」という。)第7条第1項の規定による公告に予定価格を記載することにより公表するものとする。この場合における公告は、規則別表第4に規定する予定価格調書の作成後に行うものとする。

(予定価格調書)

第4条 契約権者は、予定価格調書に予定価格の記入及び押印した後、その写しを作成するものとする。次に、その原本に最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を記入し、これを封筒に入れ封印するものとする。

(予定価格を上回る入札の取扱い)

第5条 入札参加者が、予定価格を上回る金額で入札した場合は、当該入札は無効とする。

(再度入札)

第6条 再度入札は行わないものとし、「契約の方法及び入札の条件」に、「入札の回数は1回とし、落札者がいない場合であっても再度入札は行わない。」と記載するものとする。

附 則

この要綱は平成15年5月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日以降起工するものから適用する。
- 2 平成19年9月30日まで行う建設工事の指名競争入札に係る見積内訳書の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日以降入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以降起工するものから適用する。